

様式第3号（第8条関係）

## 競争入札設計図書等に関する回答書

令和6年 2月29日

福島県いわき建設事務所長

工事（委託業務）番号	第 23-41380-0368 号
工事（委託業務）名	河川（補助）工事（堤防補修）
質 問 事 項	
アスファルト殻の処分場がいわき道路と記載があったのですが、いわき舗道でしょうか？ ご教授願います。	
回 答 事 項	
記載には誤りがあったので訂正いたします。 詳細については kinnuki2.pdf をご覧ください。	

## 競争入札設計図書等に関する回答書

令和6年 2月29日

福島県いわき建設事務所長

工事（委託業務）番号	第 23-41380-0368 号
工事（委託業務）名	河川（補助）工事（堤防補修）
質 問 事 項	
<p>1. 施工前に路肩及び防草シート施工箇所の除草が必要かと思われませんが、草の処分が必要となった場合には、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>2. 路床及び路肩盛土の施工箇所に、施工に不適切な雑物等があった場合、その撤去・処分について、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>3. 上記2にて撤去した際の欠損箇所について、砕石等の補充が必要となった場合には、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>4. 大型機械や大型車両にて施工が困難な狭小部の施工において、小型機械による施工となった場合、小規模施工等の条件変更にて、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>5. 10tダンプが施工箇所まで進入できない場合には、2tまたは4tダンプでの現場内運搬が必要となる為、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>6. 上記5にて材料の積替えに仮設作業ヤードが必要となる為、そのヤードの提供または借地の費用について、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>7. 防草シート施工箇所において、盛土箇所の法面整形が必要となった場合、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>8. 交通誘導警備員の人数について、小規模施工等により施工日数が増加した場合、また、仮設作業ヤード出入口に誘導員が必要となった場合には、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>9. 技術管理費の施工調査費として測量業務が設計計上されておりますが、計画や図面作成等の設計業務が必要となった場合には、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	
回 答 事 項	
<p>1～9の各事項について、施工条件等の事実が確認され、必要があると認められるときは、福島県工事請負契約約款第18条に基づき変更設計の対象とします。</p>	